

将来の森林資源の確保に向けた協定書

(協議)

株式会社岐阜バイオマスパワー（以下、「甲」という。）、株式会社バイオマスエナジー東海（以下、「乙」という。）及び岐阜県（以下、「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携し、将来の森林資源の確保に必要な再造林を円滑に進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げることについて連携・協力する。

- （1）森林所有者等への再造林支援に関すること
- （2）成熟期を迎えた森林資源の活用促進に関すること
- （3）その他目的を達成するために必要と認められること

2 前項の各号に係る取り組みを、効果的かつ具体的に進捗させるため、甲、乙及び丙は必要に応じ協議し、その都度決定するものとする。

（協定の期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成31年3月5日から平成34年3月31日までとする。

2 この協定の有効期間満了の3カ月前までに、甲、乙及び丙いずれからも申し出がない場合は、この協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第4条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないものの及び協定の事項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意を持ってその都度協議を行い解決するものとする。

この協定の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月5日

甲 岐阜県瑞穂市牛牧758番地

株式会社岐阜バイオマスパワー

代表取締役

人見勝男

乙 岐阜県瑞穂市牛牧581番地1

株式会社バイオマスエナジー東海

代表取締役

藤村重樹

丙 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県林政部長

高井哲郎